資料３

令和４年度第６回理事会決議

令和５年度

事　業　計　画　書

令和５年４月１日から
令和６年３月31日まで

社会福祉法人花輪ふくし会

（令和５年３月２７日）

法人の経営理念

「笑顔とありがとうの心で地域福祉を創造します」

この理念を柱として積極的な事業経営を行います。

経営方針

1. 良質のサービスの提供
2. 情報開示、透明性の確保
3. 人権擁護と利用者主体
4. 地域からの信頼

法人本部	1
あすなろ	9
更望園	11
こさか地域生活支援センター	13
地域生活支援拠点おおだて	15
鹿角苑	17
とわだ地域生活支援センター	19
東山学園（児童）	21
東山学園	25
はなわ地域生活支援センター・障害者センター	27
和光園	29
東恵園地域生活支援センター	31
東恵園・月山の郷・鹿南の郷	33

令和５年度　法人本部事業計画書

１．運営方針

ここ３年の間、喫緊の最大課題である新型コロナウィルス感染症は感染法上の分類位置づけの見直しが検討され、ウイズコロナからアフターコロナの兆しが見え始めております。基本的な感染防止対策徹底をしつつ、法人経営の一層の推進を図り、法人理念と中長期ビジョンの実現のため、第五次基本計画及び、中長期基本計画の推進を図ってまいります。また特定社会福祉法人としての責務や地域における役割を果たすことで地域の福祉環境の向上は勿論のこと、地域社会の維持に寄与してまいります。

２．重点事項

（１）法人基本計画の推進（第五次基本計画・中長期基本計画）

１）利用者サービスの向上計画

①質の高いサービスの提供

・利用者本位のサービスの実践

②安全・安心のための専門性の向上

・リスクマネジメントの推進

・ICT 活用の検討・実施

③高齢者福祉サービス事業の維持、充実

・東恵園建替え計画の推進

④障害福祉サービス事業の維持、充実

２）健全な経営基盤の確立

①経営執行体制の強化

②内部統制の維持、強化

・施設長会機能の強化

・管理会計の実践

③財政基盤の確立と透明性の確保

・健全経営の取り組み

・トヨタ生産方式を活用した業務カイゼンの実践

３）魅力ある法人づくり

①人財マネジメントの強化

・適正な 1on1 ミーティングで職員相互の信頼関係向上の推進

②働きやすい職場づくりの実現

・ハラスメント防止への取り組み

③働きがいのある法人づくり

・人事労務管理体制の充実

４）社会貢献・地域貢献

①地域における公益的な取り組みの継続

・既存の公益的活動の促進及び、新たな福祉ニーズ把握と公益活動の検討

②情報発信と各種啓発活動

・広報誌、ホームページ、SNS 等での発信

・教育現場における「福祉」に対する理解促進への取り組み

③多様な福祉ニーズへの支援

5）自然災害や感染症防止対策の強化

①災害を受けにくい環境づくり

・起こりうる災害の把握

②災害発生時の迅速かつ適切な対応

・法人事業所間の協働による防災訓練の実施

③地域から信頼される防災対策

・福祉避難所、地域の防災拠点としての機能強化

3．役員会等の開催

法人及び事業所の運営、管理強化を図るため次の会議を行います。

（1）理事会

定例の理事会を年 4 回以上開催するとともに、必要に応じて随時開催します。

（2）監事監査

年 2 回以上開催するとともに必要に応じて随時開催します。

（3）評議員会

年 1 回の定時評議員会を開催するとともに必要に応じて随時開催します。

（4）会　議

法人の統括的運営のため各種会議を開催します。

毎月実施・・・施設長会、人材確保推進室
事業管理委員会、総務委員会、人財育成担当者会議

随時実施・・・広報会議、法人レク会議、若手部会議、
事務担当者会議、栄養士会議

4．行事予定

4 月	辞令交付式、新任職員研修	9 月	預り金監査（監事監査・内部監査）
5 月	決算監査（監事監査・内部監査）	11 月	中間監査（監事監査・内部監査）、理事会
6 月	理事会、定時評議員会	12 月	永年勤続職員表彰式
8 月	理事会	3 月	理事会

※その他～法人職員研修会（随時）、会計監査人による監査（通年）、内部監査員による
業務監査（通年）

令和5年度花輪ふくし会職員研修実施計画

「階層別研修」

No	実施月	研修名	内容・ねらい	対象職員	講師
1	4	新任職員研修Ⅰ (オリエンテーション)	法人概要、ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ等、諸規程等、職員としての心構え、利用者本位の介護支援の実践	新採用	内部講師
2	4	新任職員研修Ⅱ	各事業所見学	新採用	内部講師
3	4	新任職員研修Ⅲ	社会人としての基礎知識	新卒採用	内部講師
4	4	新任職員研修Ⅳ	サービスマネジメント (事故防止・虐待防止・身体拘束廃止)	新採用	内部講師
5	4	新任職員研修Ⅴ	人材育成 （ｴﾙﾀﾞｰ・ﾒﾝﾀｰ、研修制度等）	新採用	内部講師
6	5	新任職員研修Ⅵ	介護保険制度及びその他の制度	新採用	内部講師
7	5	新任職員研修Ⅶ	障がい者総合支援制度	新採用	内部講師
8	6	新任職員研修Ⅷ	知的障害者支援	新採用	内部講師
9	6	新任職員研修Ⅸ	自閉スペクトラム症支援	新採用	内部講師
10	7	新任職員研修Ⅹ	認知症ケア	新採用	内部講師
11	7	新任職員研修Ⅺ	介護技術の基本（実技含む）	新採用	内部講師
12	5 10 3	新任職員ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ研修 ①②③	業務の振り返り等	新卒採用	内部講師
13	7 11	初級職員研修Ⅰ①②	初級職員として必要な組織性と共通専門性	正職(～3年) 契約(～3年)	内部講師
14	9 1	初級職員研修Ⅱ①②	法人及び福祉事業所の職員としての基礎知識	契約 (中途採用)	内部講師
15	8	初級職員ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ研修Ⅰ	業務の振り返り等	正職(R4新規採用2年目)	内部講師
16	9	初級職員ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ研修Ⅱ	業務の振り返り等	正職(R3新規採用3年目)	内部講師
17	6 2	初級事務員ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ研修 ①②	業務の振り返り等	正職(R1年～新規採用)	内部講師

「階層別研修」

No	実施月	研修名	内容・ねらい	対象職員	講師
19	6 7	中堅職員ｽｷﾙｱｯﾌﾟ研修 ①②	リーダー職員の役割行動、求められる知識・技能	正職(概ね7年～リーダー)	内部講師
20	8	中堅職員ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ研修	業務の振り返り等	正職(R2新規採用4年目)	内部講師
21	8	指導職員研修Ⅰ	主任の役割行動、求められる知識・技能	主任	内部講師
22	9 12	指導職員研修Ⅱ①②	コーチング・ティーチング	主任	内部講師
23	4～9	指導職員研修Ⅲ （動画視聴）	介護現場リーダーの３つの論点①（総論・モチベーション）	指導係長・主任・リーダー	外部講師
24	4～9	指導職員研修Ⅳ （動画視聴）	介護現場リーダーの３つの論点②（職員育成・チーム）	指導係長・主任・リーダー	外部講師
25	10	指導職員研修Ⅴ	人財育成について	指導係長	内部講師
26	6	指導職員ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ研修Ⅰ ①②	主任としての業務の振り返り	主任	内部講師
27	8	指導職員ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ研修Ⅱ	係長としての業務の振り返り	指導係長	内部講師
28	5	管理職員研修Ⅰ	管理会計	管理課長 指導係長	内部講師
29	6	管理職員研修Ⅱ	施設長(センター長)としての役割	施設長 (センター長)	内部講師
30	8	管理職員ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ研修Ⅰ	課長としての業務の振り返り	管理課長	内部講師
31	9	管理職員ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ研修Ⅱ	施設長としての業務の振り返り	施設長 (センター長)	内部講師

「専門・テーマ別研修」

No	実施月	研修名	内容・ねらい	対象職員	講師
32	5～3 隔月	自閉症支援ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ研修 ①～⑥	課題学習、事例検討等	障害系事業所担当者	内部講師
33	5～10	介護技術指導者研修 ①～⑥	介護技術に関する基礎知識	各事業所担当者(全事業所)	内部講師
34	10	認知症ケア研修	認知症に関する基礎知識	各事業所(正職・契約)	内部講師
35	11	知的障害者支援研修	知的障がいに関する基礎知識	各事業所(正職・契約)	内部講師
36	12	自閉スペクトラム症支援研修	自閉スペクトラム症に関する基礎知識	各事業所(正職・契約)	内部講師

「専門・テーマ別研修」

36	12	自閉スペクトラム症支援研修	自閉スペクトラム症に関する基礎知識	各事業所(正職・契約)	内部講師
37	5　1	ｴﾙﾀﾞｰ･ﾒﾝﾀｰ養成研修 ①②	ｴﾙﾀﾞｰ･ﾒﾝﾀｰ制度と概要と運用(役割)及び課題検討等	エルダー・メンター担当者	内部講師
38	7 11	1on1ﾐｰﾃｨﾝｸﾞﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ研修 ①②	実施状況報告・課題協議等	係長・主任・リーダー	内部講師
39	9 2	虐待防止報告会①②	不適切ケア・虐待・身体拘束廃止計画等の実施状況報告及び情報交換	課長・係長・主任・リーダー等	内部講師
40	10	記録作成研修	記録の書き方と活用	主任又はリーダー	内部講師
41	4～12	コミュニケーションマスターへの道Ⅰ（動画視聴）	「強みを知り、強みを活かす！」	全職員	外部講師
42	4～12	コミュニケーションマスターへの道Ⅱ（動画視聴）	「ストレスケア・ストレス軽減のコツ」記録の書き方と活用	全職員	外部講師

「ＳＤＳ研修」

43	5～9	介護支援専門員資格取得ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ研修 ①～⑤	受験に向けての過去問題の解説や学習	受験予定者等	内部講師
44	5～12	介護福祉士資格取得ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ研修 ①～⑧	受験に向けての過去問題の解説や学習	受験予定者等	内部講師
45		介護職員初任者研修	資格取得	受講希望者	内部講師
46		介護福祉士実務者研修	資格取得	受講希望者	内部講師
47		喀痰吸引等研修(1号・2号)	資格取得	法人職員	外部講師

「派遣研修」

○「福祉施設長専門講座」ｽｸｰﾘﾝｸﾞ　2人派遣　神奈川県葉山町 8月・2月（計5日間）

○「自閉症支援のためのﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ5日間集中ｺｰｽ　3人派遣　北海道北斗市　9月

○「5法人ジョイントセミナー」　3人派遣　北海道北斗市　11月

○「自閉症支援」現地視察　5人　北海道北斗市（社会福祉法人　侑愛会）　7月

令和5年度予算　@300,000円　×　11施設　＝　3,300,000円

令和5年度　社会福祉法人　花輪ふくし会　　機構図

評議員会（評議員）

理事会（理事）

理事長

（業務執行理事）常務理事

事務局長

内部監査課

（監査法人等）会計監査人

監事

本部

企画管理課

総務課

給食総合管理センター

こさかエリア

障がい者支援施設　あすなろ　定員 40 名

あすなろ短期入所事業所　定員 4 名

障がい者支援施設　更望園　定員 30 名

更望園短期入所事業所　定員 2 名

こさか地域生活支援センター

相談支援事業所わいわい（一般・特定）

小坂町地域活動支援センター

多機能型事業所こさかわいわいセンター　定員 54 名

（生活介護・就労B）

こさかGH

		計	42	名	7	名
介護サービス包括型	一本杉住宅	定員	6	名		
介護サービス包括型・短期入所	新町住宅	定員	6	名	1	名
介護サービス包括型・短期入所	大地	定員	10	名	2	名
介護サービス包括型・短期入所	大空	定員	10	名	2	名
介護サービス包括型・短期入所	ふらっと	定員	10	名	2	名

おおだてエリア

地域生活支援拠点おおだて

相談支援事業所（一般・特定）　プラットホームおおだて

多機能型事業所　ケアワークおおだて　定員 33 名

（生活介護・自立訓練）

生きがい就労拠点事業　とりびあん

おおだてGH

		計	27	名	6	名
介護サービス包括型・短期入所（精神）	シオン	定員	7	名	2	名
介護サービス包括型・短期入所（身体）	ミズキ	定員	10	名	2	名
介護サービス包括型・短期入所（身体）	スミレ	定員	10	名	2	名

相談支援事業所（特定・障害児）　ぱれっと

生活介護事業所 ぱすてる　定員 16 名

放課後等デイサービスぱすてる

共同生活援助事業所 きゃんばす

日中サービス支援型・短期入所	きゃんばす	定員	7	名	2	名

とわだエリア

障がい者支援施設　鹿角苑　定員 40 名

鹿角苑短期入入所事業所　定員 2 名

とわだ地域生活支援センター

多機能型事業所かづの就労センター　定員 47 名

（生活介護・就労B）

多機能型事業所錦木ワークセンター　定員 36 名

（生活介護・就労B）

生きがい就労拠点事業　くらみせ

とわだGH

		計	56	名	3	名
介護サービス包括型	けふの郷	定員	7	名		
介護サービス包括型	こすもす	定員	6	名		
介護サービス包括型・短期入所	ふきのとう	定員	7	名	1	名
介護サービス包括型・短期入所	ハンズ	定員	9	名	1	名
介護サービス包括型・短期入所	クローバー	定員	6	名	1	名
介護サービス包括型	あおぞら	定員	7	名		
介護サービス包括型	BON通り	定員	7	名		
介護サービス包括型	ひこうき雲	定員	7	名		

令和5年度　社会福祉法人　花輪ふくし会　　機構図

はなわエリア

障がい者支援施設　東山学園		定員	40 名
東山学園短期入所事業所		定員	6 名
福祉型障がい児入所施設　東山学園		定員	20 名
短期入所事業所（空床型）			
はなわ地域生活支援センター・障害者センター			
鹿角市障がい者総合サポートセンター			
鹿角市指定相談支援事業所（一般・特定）			
鹿角市地域活動支援センター			
生活介護事業所 とぅいんくる（生活介護）		定員	5 名
児童通所多機能型事業所　とぅいんくる（児童発達支援・放課後デイ・保育所等訪問支援）		定員	15 名
多機能型事業所 はなわワークセンター（生活介護・就労B）		定員	39 名
はなわGH		計	32 名
介護サービス包括型	赤とんぼ	定員	6 名
介護サービス包括型	しずく	定員	7 名
介護サービス包括型	ひかり	定員	7 名
介護サービス包括型	あさひ	定員	7 名
介護サービス包括型	したまち	定員	5 名
生きがい就労拠点事業　ぐりとる			

養護老人ホーム　和光園　定員 80 名

老人短期入所事業所	定員	2 名
一般型特定施設入居者生活介護	定員	30 名

特別養護老人ホーム　東恵園　定員 56 名

東恵園指定短期入所生活介護事業所	定員	11 名
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所　月山の郷	定員	29 名
月山の郷指定短期入所生活介護事業所（空床型）		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所　鹿南の郷	定員	29 名
鹿南の郷指定短期入所生活介護事業所（空床型）		
認知症対応型通所介護事業所　月山の郷	定員	12 名
介護福祉士実務者研修事業		

東恵園地域生活支援センター

東恵園老人介護支援センター		
東恵園指定通所介護事業所	定員	45 名
東恵園指定認知症対応型通所介護事業所（てとてと）	定員	12 名
東恵園指定訪問入浴介護事業所		
東恵園指定居宅介護支援事業所		
東恵園指定訪問介護事業所		
東恵園指定居宅介護事業所		
東恵園指定小規模多機能型居宅介護事業所（かみはなわ）	定員	25 名
東恵園指定小規模多機能型居宅介護事業所（たぐちさんの家）	定員	25 名
グループリビング　やちだまち	定員	8 名
グループリビング　けまない	定員	8 名
多世代交流スペース事業　まちっこ		
多世代交流スペース事業　どまっこ		
鹿角市十和田地域包括支援センター		
鹿角市高齢者センター（福祉プラザ指定管理）		
介護職員初任者研修事業		

障害者支援施設　あすなろ
令和5年度　事業計画書

第1　運営方針

1　ご利用者様の人権を尊重した質の高い施設サービスを提供して、一人ひとりが穏やかで心豊かに暮らすことができるよう支援します。

2　サービス管理体制を構築し、ご利用者様個々の生活ニーズを明らかにして、本人の意思を尊重した個別支援計画に基づく、自立に向けた支援をします。

3　常にご利用者様の声に耳を傾け、苦情等は適切に対応し速やかに解決するとともに、要望を施設運営に反映します。

第2　重点事項

１．人権尊重と意思決定支援の充実の取り組み

（１）ご利用者様一人ひとりの障がいやニーズに基づく個別支援計画により、ご利用者様本人が希望する支援を提供することで、権利擁護と意志決定支援を推進します。

（２）職員間でご利用者様の「声」「気づき」「にやりほっと」を積極的に共有し、ケアの振り返りと改善を意識した取り組みを行います。

（３）ご利用者様本位の支援の在り方や虐待防止法等、ご利用者様一人ひとりに対する職員の理解を深め、認識の共有と支援スキルの習得及びサービスの向上に努めます。

（４）職員倫理綱領、職員行動規範を遵守するとともに、「虐待防止セルフチェックリスト」を活用し人権侵害防止の自己点検をおこない、ご利用者様の人権擁護や虐待防止を徹底します。

２．安定経営と業務改善の取り組み

（１）相談支援事業所をはじめ福祉事務所や社会福祉協議会へ訪問等にて情報を把握し、積極的に新規ご利用者様を確保し、稼働率を安定させ健全な経営を目指します。

（２）トヨタ生産方式による「カイゼン」を推進し、業務の効率化を目指す「標準化」、業務の無駄を省いて簡単にする「簡素化」、業務量を平均的にならす「平準化」に取り組みます。業務の無駄な部分を見つけるため、職員全員から「なくせる業務」や「シンプルに作業できないか」というアイデアを募集し取り組む優先順位を決め、進捗状況を「見える化」して職員の意識を高めます。

（３）現在の支援記録システムにタブレット端末を追加導入し、スタッフルームに戻らず、リアルタイムに記録の入力ができる環境を整備して業務の効率化を図ります。

３．サービスの質の向上の取り組み

（１）ご利用者様の特性を理解し、適切なサービスを提供するため法人の介護技術研修に参加し技術の向上に努めます。あわせて「法人ケアマニュアル」に沿った支援に努めます。

（２）身体機能の維持や低下を予防するため理学療法士による機能訓練を実施します。また介護職員が理学療法士の指導のもと、トイレや着替え、入浴、食事等の日常生活動作そのものをリハビリととらえた「生活リハビリ」を実施し「自立した生活」を支援します。

（３）ご利用者様への事故防止の意識を高めるために、研修会や事故・ヒヤリ報告書等の検証

や再検証、分析を実施し事故防止の徹底に努めます。業務標準として「法人ケアマニュアル」の読み合せ等の他、1on1 ミーティング等で明らかになった課題に対し棟会議などでロールプレイを実施し手順確認を行います。

（４）火災・地震等の非常事態に備えた防災訓練等を計画的に実施し、防災体制の強化を図りながら地域防災組織との連携にも努めます。

（５）関係各所からの情報提供を基に感染症予防を徹底します。また年２回、感染症予防研修を行い予防対策と対応力の向上を図ります。

（６）「福祉サービス第三者評価」の結果を基に、サービスの質の向上と改善を図ります。

４．人財育成と組織力の向上の取り組み

（１）施設内外研修の充実を図り、看護師や栄養士と連携した健康管理に係る医学的知識、専門的な介護技術の習得等、職員のスキルアップに取り組みます。

（２）エルダーメンター制度を継続し、新採用職員や異動職員に指導及びフォローの徹底を図ります。また、新任職員、中堅職員、指導的職員それぞれでＯＪＴの取組みを充実させ、効率的に育成し業務能力及び成長意欲を高めます。

（３）「仕事のストレスチェック」を年１回実施しその結果に基づき、職場環境の改善に取り組みます。

（４）毎月の 1on1 ミーティングを通して、相互理解を深めて日常業務の進捗状況を把握します。自己評価と期待レベルとの摺り合わせを行い、業務管理や目標管理が円滑に進むようにすることで自発性や自律性に繋げます。

（５）「心理的安全性」を担保し、職員がお互いを尊重し合い働きやすい職場環境の醸成を目指します。

５．関連機関・地域連携の取り組み

（１）相談支援事業所や福祉事務所、社会福祉協議会に訪問等で相談支援員や担当者と情報を共有し、必要としている地域住民に対しサービスを提供します。

（２）コロナ禍の状況を踏まえつつ感染防止対策を徹底しながら、施設行事等のボランティアの受入れや地域との交流を図るとともに、地域行事等にも積極的に参加し相互理解を深めます。

障害者支援施設　更望園
令和５年度　事業計画書

第１　運営方針

１　ご利用者様が明るく安全で安心な生活を営むことができるよう、自己選択・自己決定に基づいた「真心の通い合う誠実な支援」を行います。

第２　重点事項

１　ご利用者様の権利擁護と意思決定支援の充実

（１）　全職員を対象とした研修会を開催し人権の尊重と虐待防止に対する意識を高め、不適切ケア・虐待防止や身体拘束防止等の徹底を図ります。

（２）　ご利用者様がもつ社会的困難さを理解し、自己決定を尊重し共感できるように努めます。

（３）　職員間でご利用者様の「声」「気づき」「にやりほっと」を積極的に共有し、ケアの振り返りと改善を意識した取組みを行います。

（４）　ご利用者様一人ひとりが心豊かで快適な生活が出来るよう、常にご利用者様の立場に寄り添いながら意向を把握し、医療・栄養・趣味・作業・余暇活動等を盛り込んだ個別支援計画を作成しサービスを提供します。

２　人財育成による質の高いサービスの提供

（１）　ご利用者様の立場に立って物事を見て捉え、尊厳の保持と保有する能力に応じた良質な生活が営めるように、チーム支援の強化を図ります。専門的知識で共通認識を持ち統一した支援を行います。

（２）　健康的で安全・安心に生活していただくために、個々にあったきめ細かな支援内容や支援の提供に努めるとともに、各種専門研修会への参加や勉強会等を実施し知識とスキルの向上を図ります。月１回の理学療法士による来園日には機能訓練等の実施及び、職員への指導を受け日々の生活リハビリに活かします。

（３）　ご利用者様の特性を理解し、適切なサービスを提供するために介護技術の向上及び「法人ケアマニュアル」に沿った支援を行います。

（４）施設内外の研修参加を計画的に実施し個人の専門的な技術やスキルの習得と合わせ、復命研修を実施し施設内で平準化します。

３　働きやすい職場づくり

（１）　毎日評価シートによる日々の業務の振り返りと毎月の 1on1 ミーティングを通して、相互理解を深めて日常業務の進捗状況を把握します。自己評価と期待レベルとの摺り合わせを行い、業務管理や目標管理が円滑に進むようにすることで自発性や自律性に繋げます。

（２）　エルダーメンター制度を継続し、新採用職員や異動職員にわかりやすく指導します。

（３）　効率的かつ効果的な業務を行うため、トヨタ生産方式を導入し事業所内のムダを削減します。また、提案制による意見の吸い上げを行い職場の活性化を図ります。

（４）　「仕事のストレスチェック」を年１回実施し結果に基づき、随時の面談や職場環境改善の

取組みを行い心身のストレス反応の解消や組織活力の向上に努めます。

4　経営の安定と強化

（1）　新規ご利用者様の受入れを積極的に図り、健全で安定した継続的な経営を行います。

（2）　強度行動障害支援者養成研修やサービス管理責任者研修等への研修参加を積極的に計画します。また、介護福祉士等の資格取得を推進します。

（3）　「法人ケアマニュアル」に沿った統一した支援を実施し、事故のないように努めます。

（4）　衛生管理を徹底し、感染症の予防と防止に努めます。

（5）　コロナ禍の状況を踏まえ、感染防止対策を徹底しながら施設行事等のボランティア受入れや、地域との交流を図ると共に、地域行事等にも積極的に参加し相互理解を深めます。

花輪ふくし会　こさか地域生活支援センター
令和５年度　事業計画書

第１　運営方針

１　利用者本位のサービスと権利擁護

２　安定経営と事業の継続

３　サービスの質の維持向上と人財の育成・定着

４　地域福祉の推進

第２　重点事項

１　ご利用者様の人権を尊重し、個別支援計画に基づいた良質なサービス提供を実践します。

・ご利用者様の自己決定や自己選択に基づいた個別支援計画の作成と個別支援計画、モニタリングについての会議を開催し、情報を共有し良質なサービス提供に取り組みます。

・虐待防止に関することについて施設内研修や各支援会議等で理解を深めます。不適切ケアを理解することにより虐待の未然防止に繋がり、適切なケアが増えるよう取り組みます。

・ご利用者様が生きがいを持って取り組める活動環境を目指します。地域活動や作業等について、ご利用者様の自己決定を大切にしていきます。

２　事業の安定経営と災害に強い事業所づくりを推進します。

・トヨタ生産方式について、職員に周知と理解を深めて仕事をより良くするために、問題意識を持ち取り組みます。職員からのアンケートを基に改善を提案していきます。

・関係機関に出向き入所希望の情報を収集し、退所者が出た場合は速やかに入所出来るよう取り組みます。また、短期入所についても情報収集をして稼働率向上を目指します。

・BCP の定期的な点検・整備を実施し、地震・水害・火災・感染症等の有事を想定した訓練を実施します。特に小坂町のハザードマップが更新され、活動館、各グループホームが災害地域（水浸）になったことにより、年一回はご利用者様、職員が連携し水害避難訓練を実施し防災意識を高めます。

３　サービスの質の向上と人財育成と定着を図ります。

・施設内外の研修への参加により専門的な知識、技術の習得と資質向上に取り組みます。

・1on1 ミーティングを実施し、良好なコミュニケーションの構築を図るとともに、人事考課等を活用し業務能力や成長意欲を高め、サービスの向上を目指します。

・ICT の活用方法について理解を深め、業務の効率化に継続して取り組みます。

・事故報告の分析、検証、防止策を徹底し、事故ゼロを目指します。

４　地域に開かれ、信頼される事業所を目指します。

・パンフレット等の更新を行い、事業所の広報活動に取り組みます。

・感染症予防対策を実施しながら、実習生やボランティア等の受入れを行い、事業所の取り組みを知っていただき福祉の魅力の発信に努めます。

地域生活支援拠点おおだて
令和５年度　事業計画書

第１　運営方針

１　利用者本位のサービス提供と権利擁護
２　安定経営と事業の継続
３　サービスの質の向上と人財の育成・定着
４　地域福祉の推進

第２　重点事項

１　ご利用者様の意志を尊重し、ご本人の思いに寄り添ったサービスを提供します。

１）ご利用者様が意思決定しやすい環境を整備するため、合理的配慮に基づいた個別支援計画を作成し、ご本人の思いに寄り添ったサービスの提供をします。
２）権利擁護や意思決定支援について、支援員会議の枠を利用しての勉強会を随時開催し、支援スキルの平準化を図ります。
３）虐待や差別行為の防止に関して、虐待防止法や差別解消法の研修を定期的に開催して、研修内容を支援現場に反映していく事業所づくりに取組みます。

２　事業の安定経営と災害に強い事業所づくりを推進します。

１）生産の効率化と諸経費の削減に留意し、各事業活動の安定経営を目指します。
収益向上の取組みとしては、稼働率を上げることを最優先課題と心得、費用の圧縮ついては、変動費抑制の意識を浸透させていきます。
２）専門研修等への受講を進め、専門的支援体制を高めることでの新規加算の取得や適正な人員配置体制の維持に努めます。
３）事故の未然防止のため、職員間でリスクを共有し、事故発生時は速やかに検証し、再発防止に努めます。
４）BCP における備蓄品などの定期的な点検・整備を実施し、地震・水害・火災・感染症等の有事を想定した訓練を実施し、ご利用者様、職員の防災意識向上と事業所の安全性を高めます。

３　サービスの質の向上と人財の育成・定着を図ります。

１）トヨタ生産方式を活用した業務改善を積極的に実践し、良質なサービス提供を常に意識して、事業所のブランド価値の向上に努めます。
２）毎日評価シートを基軸とした 1on1 ミーティングやエルダー・メンター定期面談の開催等で職員間の意思疎通の強化を図り、職員が安心して働くことの出来る事業所づくりに努めます。
３）職員それぞれのキャリアアップや資質向上のため、0JT や専門的研修での人財育成を推進し、組織力の向上を目指します。

４　地域に開かれ、信頼される事業所を目指します。

１）自治会や地域関係団体等の活動へ積極的に参加し、地域に開かれ、信頼される事業所を目指します。
２）実習生やボランティア等の受け入れを積極的に行い、将来の福祉を担う人財の育成に寄与すると共に福祉の魅力の発信に努め、地域福祉を創造します。

障害者支援施設　鹿角苑
令和５年度　事業計画書

第１　運営方針

【私たちの目指すところ（鹿角苑　組織目標）】

「利用して良かった！働いて良かった！鹿角苑にかかわる誰もがそう思える事業所にしよう！！」

【私たちの担う役割とは（鹿角苑の使命）】

障害があっても共に暮らすことが出来ることを実践し、地域住民の一員として地域の中で共に支えあう共生社会の実現

【私たちの基本的な考え方（鹿角苑の基本方針）】

１、身近な所で相談・支援が受けられるよう支援します
２、生き生きと安全・安心に生活ができるよう支援します
３、個人を尊重し、一人ひとりの能力に応じた自立を目指します
４、全職員が心のこもった質の高い快適なサービスを提供します
５、東京都の委託施設として、グループホームのバックアップ施設として機能します
６、法人内の各事業所と連携し、各種サービスを統合して提供します
７、多角的な分析と数値化による目標達成のための取り組みを行います
８、ご利用者様にも職員にも選ばれる事業所を目指します

第２　重点事項

１　人権に配慮した良質なサービスの提供を行い、経営の安定と強化を目指します。

１）ご利用者様の人格と人権を尊重した支援サービスを推進するために、全職員を対象とした虐待防止に関する研修会を開催し虐待のない施設にします。

２）ご利用者様の意思決定支援、自己決定、自己選択を原則とし、各相談支援事業所との連携を図り、ニーズやアセスメントに沿った個別支援計画になるよう見直します。

３）ご利用者様一人ひとりのニーズに添った余暇や活動の充実と「1 人 1 体験」としてご利用者様に新しい体験（経験）の場を提供し、生活の楽しみややりがいが豊かな生活を送ることにつながるよう取り組みます。

４）入所定員の充足率を高め経営の安定化を図る為、「長期入院」にならないよう日頃から健康観察と健康維持、不調時の迅速な対応等を医療と連携を図り対応していきます。また、日中活動においては、機能維持と体力づくりを目的とした内容で取組みます。

５）先を見据えた安定経営を目指し、職員に対し施設の経営状況等への理解促進を図ります。

６）トヨタ生産方式を取り入れ、業務の「ムリ・ムダ・ムラ」を意識しサービスの質へ影響のないコスト削減等の業務改善を推進します。

７）第三者におけるサービス点検調整委員会、東京都福祉サービス第三者評価を実施し、点検や評価結果に基づいて業務及びサービスの質の向上に努めます。

２　安心、安全な生活の営みを支援します。

１）事故を未然に防ぐために起こりうるリスクを全職員で共有し、ヒヤリハット・事故発生時には速やかに検証し再発防止に努めます。服薬事故０を目指します。

２）災害、感染症発症等の有事を想定した訓練と研修を行い、ご利用者様、職員の防災意識を高めます。また、事業を円滑に進めることが出来るように、ＢＣＰを基に対応力強化に取り組みます。

３）日頃の健康管理と行動の自己管理を徹底し、各種感染症や食中毒予防とまん延防止に努めます。

４）地域福祉のニーズを把握しながら短期入所、緊急時受入れ施設としての役割を担います。

５）社会との繋がりを意識し、地域資源の活用、創作活動での作品を地域の文化祭へ出展、ボランティアを始めとした外来者の受入れを感染症に留意しながら実施します。また、コロナ禍で地域との関係性が希薄になっていましたが、今年度は地域に根ざした親しまれる施設づくりを目指して交流を図ります。

３　人財育成と働きやすい職場環境づくりを目指します。

１）施設内外の研修参加を計画的に実施することで、最新情報の共有、専門的な支援技術や知識の習得を図り、職員の資質向上に取り組みます。

２）エルダー・メンター制度を通して新任職員、異動職員の育成、職場定着を目指し人財育成を図ります。

３）法人が求める理想の職員像を目指し、１on１ミーティング・目標管理・人事考課を有効に活用します。

４）働きがいのある職場作りを目指し、業務改善による効率化、クックチルシステムの導入、サービスの質の向上に有効なＩＣＴ導入を補助金を活用しながら整備を進めます。

５）ストレスマネジメントに着目し、研修や面談等で組織の良好な関係作りをし、誰もが「働き続けたい」と思える職場づくりをします。

６）サービスの向上によりご利用者様の満足度、職員のやりがいが共に向上することを目指します。

とわだ地域生活支援センター
令和５年度　事業計画書

第１　運営方針

【私たちの目指すところ（とわだ地域生活支援センターの目標）】

「利用して良かった！働いて良かった！とわだ地域生活支援センターにかかわる誰もがそう思える事業所にしよう！！」

【私たちの担う役割とは（とわだ地域生活支援センターの使命）】

障害があっても適切な支援があれば共に暮らすことが出来ることを実践し、地域住民の一員として地域の中で共に支えあう共生社会の実現

【私たちの基本的な考え方（とわだ地域生活支援センターの基本方針）】

１、この地域で暮らす誰もが、身近な所で相談・支援が受けられるよう支援します
２、生き生きと安全・安心に生活できるよう支援します
３、個人を尊重し、一人ひとりの能力に応じた自立を目指します
４、全職員が心のこもった質の高い快適なサービスを提供します
５、地域の福祉拠点として、発展的に展開します
６、法人内の各事業所と連携し、各種サービスを統合して提供します
７、多角的な分析と数値化による目標達成のための取り組みを行います
８、ご利用者様にも職員にも選ばれる事業所を目指します

第２　重点事項

１、人権に配慮した良質なサービスの提供を行い、経営の安定と強化を目指します。

１）ご利用者様主体、ご利用者様本位の支援を目指し、個別支援計画のもとご利用者様一人ひとりの状況、ニーズに応じたサービスを提供します。

２）ご利用者様の心身の状況に応じて支援を適切に行い、懇切丁寧を旨としご利用者様及びご家族様に対し理解しやすいよう個別支援計画について説明を行い、質の高いケアを実践します。

３）レクリエーションや旅行などの実施に加え、グループホームにおいては夜間の外出、外食を行い、ご利用者様の満足度を高め、利用したくなる事業所を目指します。

４）ご利用者様の高齢や重度化に伴い、変化していくご利用者様のニーズや状態に応じた住環境の整備を図り、生活の質の向上及び、より一層安全・安心に生活できるよう支援に努めます。

５）利用定員の稼働率を高め経営の安定化を図るため、ご利用者様の健康観察と健康維持、不調時の迅速な対応等を医療と連携を図り対応していきます。また、日中活動においては、稼働率を高めるため、ご利用者様が楽しみをもって活動できるような

メニューを提示していきます。

6）先を見据えた安定経営を目指し、職員に対し事業所の経営状況等への理解促進を図ります。

7）業務の中にトヨタ生産方式を取り入れ「ムリ・ムダ・ムラ」を意識し、必要なサービスを的確に必要なご利用者様へ提供します。また、サービスの質へ影響のないコスト削減等の業務改善を推進します。

8）地域資源を活用し、ご利用者様と地域住民との交流を図ります。地域の行事に参加し、地域住民との交流・親睦を深め情報交換を行い、地域に根ざした親しまれる事業所づくりを目指します。

9）職員の高齢化や働き方改革に対応するため、クックチルの導入を検討します。

2、リスクマネジメント

1）ご利用者様の人格と人権を尊重した支援サービスを推進するために、積極的に施設内外の研修に参加し、虐待等に対する意識をさらに深め、取り組みを強化します。虐待を起こさない強い決意のもと、事業所内研修を定期的に開催し、法人指針の理解を深め、虐待のない事業所を目指します。

2）ヒヤリハットや事故報告等の事例検証を行い、事故防止に対する意識を高め、ご利用者様が安心して生活できるよう努めます。

3）水害、火災、地震の有事の際を想定した訓練を実施し災害に備えます。

4）定期的に感染症対策委員会を開催し、明確な対策を提示し、新型コロナウイルス、ノロウイルス、インフルエンザ等の感染症の予防と拡大防止に努めます。

3、人財育成

1）施設内外の研修に積極的に参加し、専門職としてのスキル向上に努めます。

2）人事考課制度を活用し、1on1ミーティングを通じて信頼関係を築き、職員が自分自身で問題解決の糸口を見つけ、自発的な行動ができる人財育成を目指します。

3）エルダーメンター制度活用を強化し、組織全体で新人職員や異動職員を大切に育成していくことで定着を目指し、専門職の育成に努めます。

福祉型障害児入所施設　東山学園

令和 5 年度　事業計画書

第 1　運営方針

１，「みつめて、みとめて、みとどける」3 つの見守りを大切にして、ご利用者様の笑顔と生活を支えます。

２，ご利用者様が生活の中で選択し決定できるよう配慮します。

３，質の高い支援と専門知識を身に着け、サービス提供する事が私たちの仕事です。

４，ご利用者様を支える事が地域を支える事と考え、地域社会に貢献します。

５，事業について開示します。

第 2　重点事項

１　社会生活技能の向上と健やかな愛着形成に向けた取り組み

１）社会生活技能訓練とペアレントトレーニングの実施

児童の家庭復帰、卒園後の社会参加を目指すため、日常生活での他者との関りや計画的な帰省を通して、親と子、他者との良好な関係を築けることを目指します。

また、ご利用者様同士の不適切な関り方についてカメラ等の動画を活用し、視覚的な指導を進めます。

２）TEACCH（ティーチ）・自閉症プログラムの実施

自閉症児へは見通しの立った生活を組み立て、家庭生活においても応用できるよう家族を含めた指導に取り組みます。

３）児童相談所との連携

措置児童については、家庭環境を含め児童相談所を通した本人、家族支援が必要であるため、計画的な訪問指導や指導助言を受けるために連携を図ります。

２　関係機関との連携強化と地域社会への貢献と新規事業について

１）関係機関との連携の実施

秋田市基幹相談支援事業所と毎月入所状況を共有し、各相談支援事業所との情報ネットワークを継続します。また児童相談所による訪問指導や指導助言の他、児童の入退所状況や予定について毎月情報共有を行い、計画的な入退所とする事で安定経営を図ります。

2）地域への貢献

入所施設機能を活かした日中一時支援事業を通して、福祉サービスや学校生活以外の狭間で困っている児童や家族に対し、登校前支援や休日支援を提供する事で地域から頼られる事業所を目指します。

3）新規事業の実施

短期入所事業（空床型）を開始します。施設入所事業 20 名定員に空きができた際に利用できるサービスであることから日中一時支援事業と併せ、相談支援事業所や児童相談所、自立支援協議会等を通して情報提供を進めていきます。

3　安全・安心な生活提供

1）定期的な支援や取り組みの見直し

リスクマネジメント会議や虐待防止、身体拘束廃止、感染症　予防や災害・防犯対策について、障害福祉サービス事業に係る指定基準省令等に則り対応します。

2）第三者による事業の確認や点検等の体制について

サービス点検調整委員に虐待防止委員として会議に参加していただき、事業所内の不適切ケアの取り組みや事故報告等について助言をいただきます。また、ご利用者様が直接相談できる機会を設け、ご利用者様の意見や苦情が反映される仕組みとして改善等に活用します。

3）虐待防止の取り組み

虐待については、絶対に起こしてはいけない事を申し送り等で伝えながら、虐待防止や人権意識を高めるための研修（強度行動障害等）、職員のメンタルヘルスのための研修（ストレスコーピング、アンガーマネジメント等）、適切な支援のための研修（事例検討等）を実施します。

4）防災・防犯対応について

計画的な訓練を行い、災害に備えます。また既存の防犯カメラや 110 番通報装置等を活用し不審者対応や災害・事故等の防止・検証に活用します。

4　人材育成・快適な職場環境づくりへの取り組み

1）専門性のあるサービスの提供

法人ケアマニュアルや法人各種指針に沿った対応を標準とし、施設内外の階層別研修や専門技術研修に計画的に参加し、復命研修を通して事業所として常に知識や技術の習得に務めます。

2）働きやすい職場環境と人財育成について

毎日評価シートによる日常業務の振り返りから、自身の支援や考え方の傾向を理解します。また、先輩や上司から助言等コメントをもらう事で相互の信頼関係や他者の

視点による支援の改善につなげます。

３）1on1 ミーティングの実施

1on1 ミーティングでは部下と上司の相互理解を促進し、業務に対する期待値や相違の確認を行い、働く意欲と専門性の向上を図ります。また毎日の挨拶と共に、仕事の状況確認や健康を気遣う言葉がけ等も実践します。

障害者支援施設　東山学園

令和 5 年度　事業計画書

第 1　運営方針

1，「みつめて、みとめて、みとどける」3 つの見守りを大切にして、ご利用者様の笑顔と生活を支えます。

2，ご利用者様が生活の中で選択し決定できるよう配慮します。

3，質の高い支援と専門知識を身に着け、サービス提供する事が私たちの仕事です。

4，ご利用者様を支える事が地域を支える事と考え、地域社会に貢献します。

5，事業について開示します。

第 2　重点事項

1　生きがいのある生活の提供と地域社会への貢献

1）基本的人権の尊重を考えた支援の実施

誰もが自分らしく生活するために人権や権利が守られ、自己選択、自己決定を基本としたサービスを提供します。

2）TEACCH（ティーチ）・自閉症プログラムの実施

できる事や興味のある事を生活に活かすことで見通しの立った生活を構築します（構造化）。

3）地域への貢献と余暇活動の提供

ご利用者様への余暇活動や季節に応じた行事を通して、楽しみや地域活動への参加を行います。併せて短期入所や日中一時支援ご利用者様への案内を行い、東山学園の活動を通してサービスの理解を進めてもらいながら、休日の過ごし方の一つとして定着を図ります。ご案内に関しては、相談支援事業者や福祉プラザ、社会福祉協議会等へのチラシの配布や SNS を活用します。

2　安全・安心な生活提供

1）定期的な支援や取り組みの見直し

リスクマネジメント会議や虐待防止、身体拘束廃止、感染症　予防や災害・防犯対策について、障害福祉サービス事業に係る指定基準省令等に則り対応します。

2）第三者による事業の確認や点検等の体制について

サービス点検調整委員に虐待防止委員として会議に参加していただき、事業所内の不適切ケアの取り組みや事故報告等について助言をいただきます。また、ご利用者様が直接相談できる機会を設け、ご利用者様の意見や苦情が反映される仕組みとして改善等に活用します。

3）虐待防止の取り組み

虐待については、絶対に起こしてはいけない事を申し送り等で伝えながら、虐待防止や人権意識を高めるための研修（強度行動障害等）、職員のメンタルヘルスのための研修（ストレスコーピング、アンガーマネジメント等）、適切な支援のための研修（事例検討等）、を実施します。

4）防犯対応について

既存の防犯カメラや 110 番通報装置等を活用し不審者対応や災害・事故等の防止・検証に活用します。

3　人材育成・快適な職場環境づくりへの取り組み

1）専門性のあるサービスの提供

法人ケアマニュアルや法人各種指針に沿った対応を標準とし、施設内外の階層別研修や専門技術研修に計画的に参加し、復命研修を通して事業所として常に知識や技術の習得に務めます。

2）働きやすい職場環境と人財育成について

毎日評価シートによる日常業務の振り返りから、自身の支援や考え方の傾向を理解します。また、先輩や上司から助言等コメントをもらう事で相互の信頼関係や他者の視点による支援の改善につなげます。

3）1on1 ミーティングの実施

1on1 ミーティングでは部下と上司の相互理解を促進し、業務に対する期待値や相違の確認を行い、働く意欲と専門性の向上を図ります。また毎日の挨拶と共に、仕事の状況確認や健康を気遣う言葉がけ等も実践します。

はなわ地域生活支援センター・障害者センター

令和５年度　事業計画書

第１　運営方針

【私たちの目指すところ（はなわ地域生活支援センターの目標)】

「利用して良かった！働いて良かった！はなわ地域生活支援センターにかかわる誰もがそう思える事業所にしよう！！」

【私たちの担う役割とは（はなわ地域生活支援センターの使命)】

障がいがあっても共に暮らすことが出来ることを実践し、地域住民の一員として地域の中で共に支えあう共生社会の実現

【私たちの基本的な考え方（はなわ地域生活支援センターの基本方針)】

１、この地域で暮らす誰もが、身近な所で相談・支援が受けられるようにします

２、生き生きと安全・安心に生活できるよう支援します

３、個人を尊重し、一人ひとりの能力に応じた自立を目指します

４、全職員が心のこもった質の高い快適なサービスを提供します

５、地域の福祉拠点として、発展的に展開します

６、法人内の各事業所と連携し、各種サービスを統合して提供します

７、多角的な分析と数値化による目標達成のための取り組みを行います

第２　重点事項

１、ご利用者様の人格と人権を尊重しご利用者様本位のサービスを実践します。

１）適正な個別支援計画に基づき、ご利用者様のニーズに応じたサービスの提供や真のご利用者様主体、ご利用者様本位の支援を行います。

２）サービスの質的向上を担保するため、適宜マニュアルの改訂での支援の平準化や、サービス管理責任者、指導職、管理職による巡回を行います。

３）ご利用者様本位のサービス提供のため、法人サービスに関する各種指針（虐待防止、身体拘束廃止等）に則り適正な支援を行います。

４）すべての事業所において、一人ひとりのニーズに合わせた活動メニューを提供し、自立と社会参加に向けて支援を行います。

５）関係機関（行政、病院、社会福祉協議会、相談事業所等）との連携を強化し、地域ニーズの掘り起こしから適切なサービスへと繋げていきます。

２、利用したくなる事業所運営と安定経営

１）経験や体験の場を広げ、社会資源を活用した外出等、様々な活動を通して自立へと向かい、利用者様の満足度の向上、生活の質の充実を図ります。

グループホームにおいては、外出についてご利用者様一人ひとりのニーズに添った計画のもと月一回以上実施します。また、各事業所において、季節に合わせたお楽しみ会、研修旅行を企画し実施します。

２）看護師、生活支援員、世話人間の連携、情報共有を密にし、ご利用者様の健康管理に努め、ご利用者様の豊かな暮らしと稼働率維持につなげます。

３）トヨタ生産方式を活用し、日常の中にひそむ、ムリ・ムダ・ムラを減らす業務改善の意識を持つことで、質の高いケアの提供と働きやすい職場づくり、安定経営とつなげていきます。

４）日中一時支援事業について、在宅利用者様へのＰＲと相談事業所との情報共有を行い利用促進を図ります。

３、サービス向上のための大きなパワーとなる人財育成

１）法人の「期待される職員像」を目指し、専門性を高め、主体的に実践できる人財育成のためＯＪＴの実践を強化します。管理職、指導職のみならず、すべての職員が関心をもち、日常の中で適切にアドバイス、指導を行い職員の育成を行います。

２）1on1 ミーティングも含め、日常の中でコミュニケーションをより充実し信頼関係を深め組織の良好な関係づくりを行います。

３）事業所内外の研修に積極的に参加し、専門職としてのスキル向上に努めます。特に強度行動障害研修においては積極的に参加し、障がい特性を踏まえた支援の方法を習得します。

４）エルダーメンター制度を活用し、組織全体で新人職員、異動職員を大切に育成していくことで、定着を促し、専門職の育成に努めます。

養護老人ホーム　和　光　園

令和５年度　事業計画書

第１　運営方針

ご利用者様の意思、人格、生活歴、価値観及び自己決定を尊重し、ご利用者様の立場に立ち、一人ひとりがその人らしく、個人の能力に応じた自立した日常生活を送ることが出来るように支援します。

ご利用者様本位の立場で支援するとともに、多様化する介護ニーズに応えるために必要な知識や技術の習得に努め、サービスの質の向上を目指します。

職員が仕事に誇りとやりがいを持ち働き続けるために、風通しの良い職場を醸成し、働き方改革を推進します。

第２　重点事項

１　ご利用者様支援・介護サービスの質の向上

１）ユニットの支援体制を強化し、専門性の高いケアを実現します。

・自立ユニット（養護・契約入所）において、自立・自律支援の充実を図るためにご利用者様が生きがいを持って取り組める活動環境や生活環境の充実、食事環境の随時見直しを行います。

・介護ユニット（特定施設）において、介護技術の向上を図るために支援スキルの取得、業務の標準化に取組み、認知症ケア・看取り介護の充実強化を図ります。

２）アセスメントに基づく個別ケアの充実

ご利用者様が個々の目標を達成するために、24 時間シート（個別援助マニュアル）を更新・活用し、ご利用者様とともに計画・予定を立て、個別ケアの充実強化を図ります。また、外部のサービスを利用されているご利用者様については、居宅介護支援事業者等関係機関と連携し必要なサービス利用に繋げます。

３）福祉サービス第三者評価の受審

サービス評価を受審し、福祉サービスの質の向上を図ります。

２　事業の安定経営と事業所機能の向上

１）措置事業のご利用者様確保のために関係機関への働きかけを積極的に行い、潜在的に存在している対象者を掘り起こし行政に繋げます。

２）タイムマネジメントについて全職員で意識し、時間外手当 10%削減を目標に、業務の平準化と業務改善に取り組みます。

３）トヨタ生産方式を活用した業務改善に努め、ムリ、ムダ、ムラを省き、標準化、効率化、生産性の向上とコスト意識を高めます。

３　リスクマネジメントの強化

１）事故 0 を目指します。

・食事等の ADL や掃除、洗濯等の IADL の日常生活における自立性を高め、身体機能の低下

を防ぎ転倒防止に努めます。

・事故の分析より、未然に防ぐ対策を講じ、職員間での情報の共有、研修、会議等で知識と技術の習得を図り、安全・安心して暮らせる環境を整えます。

・見守り機器を活用し転倒リスクの高いご利用者様の見守りを強化します。

２）危機管理体制の強化

感染症・自然災害等に対応するために、事業継続計画（BCP）の見直し及び訓練を行い、発生時に迅速かつ適切な対応の強化を図ります。

４　魅力ある職場づくりの推進

円滑で良好なコミュニケーションを取り、心理的安全性を高め、誰もが働きやすく、働きがいのある職場を目指します。

１）業務改善を積極的に推進します。

・介護ロボット、ICT を積極的に活用します。

・これまで導入したケアパレット、眠り SCAN eye 等を最大限活用すると同時に、ケアの基準やルールを見直し、業務効率の向上、職場環境の改善、生産性の向上に取り組みます。

２）人財の定着・人財育成の強化を図ります。

・1on1 ミーティングの円滑な運用により、更なる信頼関係の構築を図るとともに、目標管理により職員一人ひとりが主体性を持ち行動することで組織力の向上を目指します。

・資格取得を励行するとともに、エルダー・メンター制度に沿って育成し、安心してなおかつ自信をもって仕事ができる環境作りに取り組みます。

・ハラスメント防止対策へ取り組み、メンタルヘルスケアの充実を図ります。

５　地域との連携・共同の推進

１）養護老人ホームのセーフティネットの役割等を幅広く知ってもらい、有効な社会資源として認識を得られるよう努めながら、連携機関と情報を共有し地域課題の解決に取り組みます。

２）身元引受人のいないご利用者様の権利擁護について、関係機関と協議・検討します。

３）高齢者福祉サービス事業の充実のため、医療機関と連携しながら法人内他施設との住み替えの検討を行います。

４）災害時には鹿角市の第 2 福祉避難所として、ご利用者様の受入れを行います。平時より関係機関との連携に努めます。

東恵園地域生活支援センター

令和 5 年度　事業計画書

運営方針

1　ご利用者様の人権・人格の尊重とプライバシー保護

2　各事業の安定経営

3　質の高いサービス提供と信頼関係の構築

4　関係機関・多職種との連携強化

5　地域貢献

重点事項

1　安定経営とサービスの質の向上

(1) 利益拡大につながる取組

全事業所における年 2 回の SWOT 分析とその対策の実施、事業所間の連携によるサービス利用の促進、情報発信（SNS の活用や全事業所の毎月 1 回のミニ新聞の発行）等、安定経営につながるあらゆる取り組みを職員一丸となって推進します。

職員全員が経営の意識を強く持ち、節約や集客に取り組むとともに、事業所間の流動的、効率的な職員配置を進め、売り上げと利益を同時に確保していくことを目的としたトヨタ生産方式を徹底して取り組みます。

(2) 専門性の向上と質の高いサービスの提供

職員一人ひとりが質の高いサービスを提供するため、園内研修の他、各事業所での定期的な勉強会、マニュアルの確認、介護技術や知識の習得、各種指針の理解を浸透・定着させます。

また、毎月 1 回実施している「サービス点検調整委員会」や年 1 回の満足度調査等を通じて、ご利用者様からの率直な意見を吸い上げ、サービス提供の改善に向け速やかに対応します。

更には、法人内だけでなく、法人外の施設・事業所や医療機関等多職種連携の視点を強化し、多様なニーズに対して迅速且つ適切なサービスを提供します。

2　魅力ある働きやすい職場環境

(1) 業務改善の取組強化

サービスの稼働状況や職員配置を見極め、業務時間内で処理できるよう効率的なスケジュール調整等を行い、特定の職員に負担が集中しない職場環境づくりを継続します。

また、センター内の会議や園内研修においては、オンライン開催による移動時間の短縮や、事前の準備等、効率化を図る取り組みを進めます。

更には、タブレットを活用した記録やスケジュール管理、夜勤帯の見守りセンサを活用し、今後も業務効率や省人化、質の向上に効果的な ICT、介護ロボット導入を継続し、補助金を活用しながら整備を進めます。

(2) 人財育成と離職防止

人事考課やエルダー・メンター制度の活用で、職員一人ひとりが明確な目標を立て、意欲的に仕事を行うとともに、ハラスメント対策・メンタルヘルス対策等の取り組みの理解と周知、育児・介護休業等の制度の活用を促進し、人財育成と離職防止の取り組みを継続します。

また、1on1 ミーティング等による定期的あるいは意図的な面談で、上司、部下の信頼関係を築き、高いモチベーションで業務を推進することができるよう取り組みます。

3　リスクマネジメントの強化

(1) 事故を未然に防ぐ取り組みの強化

気づきシートや事故ヒヤリ報告書、マニュアルの徹底、職員同士の声掛け、センター長・管理課長・指導係長・主任による業務状況の把握等、センター全体で安全管理に取り組みます。

また、職員一人ひとりが「事故防止対策を守ること」＝「ご利用者様の安心や安全を確保すること」の意識を高めることができるよう、センター長・管理課長・指導係長・主任からの定期的な発信と検証・対策を継続します。

(2) 感染症対策・災害対策の強化

感染症を「持ち込まない」ことを全職員が意識し、ご利用者様、職員だけではなく、同居ご家族様の体調も確認して、変化がある際は速やかに対応することを継続していきます。マスクの着用・手洗い・手指消毒・咳エチケット等の継続で、「持ち込まない」「持ち込んでも拡げない」感染対策はもちろん、ご利用者様やご家族様等関係者への情報提供の協力依頼、更に最新の感染症情報の収集と情報共有、適宜適切な検査により、様々な感染症の発生リスクを減らします。

また、自然災害等による緊急時の対策を想定した訓練の実施、計画的な備蓄品の準備等、有事であっても迅速且つ適切に事業が継続できるよう災害に備えます。

特別養護老人ホーム　東恵園

地域密着型介護老人福祉施設　月山の郷

地域密着型介護老人福祉施設　鹿南の郷

令和5年度　事業計画書

第1　運営方針

1　ご利用者様、ご家族様、職員、働きたい人、地域から選ばれる施設を目指します。

2　質の高いサービスを提供し、安全・安心でその人らしい暮らしの継続と、ご利用者様の自立や尊厳が保たれた生活を支援します。

3　業務改善と職員間のコミュニケーションの円滑化を図り、働きやすい職場環境をつくります。

4　経営の安定化と、東恵園の新築移転に向けた整備計画を進めます。

第2　重点事項

1　サービスの質の向上とサービスの平準化

(1) 施設サービス計画や個別援助計画に基づいたご利用者様主体の援助と、ご利用者様の尊厳の保持、不適切ケアの防止に努めます。

(2) 法人の各種指針の理解をさらに深めるとともに、マニュアルに基づいて全職員が同じサービスを提供し、サービスの平準化を進めます。

(3) 事故・ヒヤリハット報告のSHELL分析を用い、有効な再発防止策を講じることで、類似する事故を防ぎます。また、3施設で情報を共有し、それぞれの施設での対応に活用します。

2　その人らしい暮らしの継続

(1) 個別ケアを推進し、ユニット型施設においては「24時間暮らしの支援シート」の活用により、ご利用者様お一人おひとりが望む暮らしを継続できるよう支援します。

(2) 専門知識の習得と介護技術の向上、及び職員間の連携を密にし、ご利用者様が安全・安心な生活を送ることが出来るよう支援します。

(3) 感染症対策を徹底し、BCPの適宜見直しと研修、訓練の実施により、感染予防と拡大を防止します。

3　働きやすい職場づくり

(1) 施設内外の研修には、職員個々の目標に応じ、目的意識をもって参加します。また、園内研修において復命報告研修を取り入れ、職員間の情報共有と知識習得を目指します。

(2) 1on1ミーティングの定期的な実施で職員間の良好なコミュニケーションや信頼関係を築き、相互理解に努めるとともに、モチベーション向上と人財育成につなげます。

(3) 全職員がトヨタ生産方式による業務改善と効率化の追求について常に意識し、また、ICT等の導入検討も含め、職員の負担軽減に向けた取り組みを行います。

(4) これらの取り組みを多面的に実施し、職場環境が理由による離職ゼロを目指します。

4　経営の安定化と東恵園新築移転の準備

(1) 令和 5 年 4 月 1 日からの空床利用型短期入所事業開設、ベッドコントロールや LIFE 加算の継続算定等による収益増、コスト削減の取り組みの継続等、職員全員が安定経営の意識を高め、稼働率の向上、売上と利益の同時確保を目指します。

(2) 令和 6 年度の介護制度改正・介護報酬改定の情報を速やかにキャッチし、より適正かつ安定経営につながる研修受講と人員配置を進めます。

(3) 令和 8 年度の東恵園の新築移転、開設に向けた整備計画を進めます。